

消費者の皆様へ

(健康食品の表示について)



1粒飲むだけ!
超かんたん
ダイエット!?

このような広告
本当かしら?

○ はじめに

国民の健康志向が高まる中、いわゆる健康食品（以下単に「健康食品」といいます。）が広く普及しています。これに伴って、各種広告媒体を使った広告・宣伝も活発に行われています。一方で、このような広告・宣伝の中には、健康の保持増進の効果等（以下単に「効果等」といいます。）が必ずしも実証されていないにもかかわらず、こうした効果等を期待させる表示（不当表示、誇大表示等）が見受けられます。

消費者庁は、これまでに、健康食品の痩身効果を標ぼうする広告について、景品表示法に違反するとして、5件の措置命令を出しています。

今回、これら措置命令で問題となった広告表現のほか、健康食品に関する専門家の意見等を整理しました。

消費者の皆様がこれから健康食品を選択するに際して、有益な情報となれば幸いです。

1. 問題となった広告表現

○ 景品表示法に基づく措置命令(行政処分)の対象事例

これまでに消費者庁が行った措置命令5件では、健康食品について、
体験談などと一緒に以下のような記載があり、著しい痩身効果が表示
されていました。

- 決して食事制限はしないでください。このバイオ菌が恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート
- 食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに・・・
- もうリバウンドしない『理想の姿』になりたい!!
- 私たちはたった1粒飲んで 楽ヤセしました!! たった数か月で まるで別人!!
- 寝ている間に勝手にダイエット!?
- 寝る前に飲むだけで努力なし!?
- えっ!?普段の食事のままで・・・!
- カロリーを気にしないって幸せ!

これらは、いずれも、表示内容を裏付ける
合理的な根拠をあらかじめ有していないかったこ
とから、不当な表示とみなされました。



- 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」
(平成25年12月24日公表) では、問題となる表示例として、次のように示しています。

問題となる表示例

表示の裏付けとなる合理的な根拠なく、次のような表示を行うと、
景品表示法、健康増進法上、問題になります。

- 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を
健やかに保つことに資する効果の表示
 - ・最高のダイエットサプリメント! 絶対に痩せられる〇〇サプリ!!
 - ・もう運動の心配はありません! ただ飲むだけで、だから簡単に痩せられる!!

〈体験談の表示〉

- ・メリットとなる情報を断定的に表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報が
示されていない、又は消費者が認識し難い方法で表示されている場合
- ・一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみ引用するなどして、
誰でも容易に同様の効果が期待できるかのような表示がされている場合

